

千葉県農協青年部協議会 ポリシーブック2018

～若手農業者における政策提言～



目次

- I. 今後の農業の位置づけ、若手農業者の中長期的な活動目標 P 2

- II. 若手農業者が抱える課題と行動目標について P 3
 - 1. ブレない農業政策の策定について
 - 2. 農業所得の向上対策について
 - 3. 担い手対策について
 - 4. 国際自由貿易交渉について
 - 5. 消費税対応について
 - 6. 食と農の理解促進ならびに千産千消の取り組みについて
 - 7. 海外悪性伝染病対策、外来生物対策について
 - 8. 畜産・酪農対策について
 - 9. 食の安全・安心対策について
 - 10. 都市農業対策について
 - 11. 鳥獣被害対策について

I. 今後の農業の位置づけ、若手農業者の中長期的な活動目標

我々若手農業者は、地域経済や、我が国の状況、世界にも目を向けて、様々な情報を精査、理解し、総合的に判断をしながら、自らの経営や地域の発展を考えていかなければなりません。

世界の食糧事情に目を向けてみても、余剰農産物はありません。頻発する異常気象の影響による不作、食料や飼料以外の工業分野での需要拡大などで、農産物の市場価格は高騰し、食料がいきわたらない多くの貧しい国々では、飢えに苦しんでいる人々が年々増加しているのが実態です。

多くの先進国では、食料を生産する一次産業を国の基幹と位置づけ、食料自給率を高める政策を充実してきた結果、輸出できるまでに増産してきた経緯があります。わが国における2017年度の食料自給率（カロリーベース）は38%で、主要先進国の中では最低レベルです。イギリスやドイツなどの先進事例に見習えば、日本の食料自給率を大幅に引き上げることは容易なはずです。

昨今、国内農業を取り巻く情勢は、国際自由貿易交渉や農協改革などの議論によって、日々目まぐるしく変化しています。加えて、農業現場では少子高齢化に伴う担い手不足、耕作放棄地の増大などの構造的な課題が山積しています。

また、消費税増税等の影響を大きく受け、生産資材の高騰をはじめ生産コストは上昇しております。しかしながら販売価格への転嫁は難しく、結果、厳しい農業経営が続いており、このままでは農業経営が成り立たなくなることも想定されます。

しかし、このままではいけません。これらの課題解決に向けて、JAグループや行政、関係団体と連携して、農業を守り発展させていくため、我々若手農業者は英知を結集し、行動していかなければなりません。

そのため、我々若手農業者である農協青年部は、中長期的な目標として下記のことに取り組みます。

我々は、命を育む食料を生産し続ける。

我々は、食農教育活動を通じて、子供たちや消費者へ情報発信し、
一次産業への理解を広げる活動に取り組む。

我々は、農業の多面的機能と自然との関わりを理解し、
環境に配慮した活動に取り組む。

Ⅱ．若手農家が抱える課題と行動目標について

1．ブレのない農業政策の策定について

《問題点》

- ・政策や補助金の制度が変わりすぎる。一部に現場の実情とかけ離れているものもある。
- ・政策・制度を積極的に取り込み、長期的に取り組まないと経営ビジョンが立てられない。
- ・政策の種類が多く、申請方法も複雑で関心を持ちにくい。
- ・情報がHP等へ掲載されても、理解しづらい。
- ・政策は、政権が交代するたびに代わってしまう。

《ねらい》

- ・新規就農者による農産物の生産は、最初から経営が成り立つレベルに達し得ません。
- ・加えて、安定経営のために必要な営農・栽培技術を即座に得ることは難しく、また、作物に応じた機械や施設の導入が必要となります。
- ・よって農産物の生産には、技術習得や機械・施設の償却までの中長期的な期間設定が必要なため、中長期的な経営計画が作成できなければ、安定した農業経営ができません。

《青年部として取り組むこと》

- ・我々農協青年部自らの組織拡大と活動強化が千葉県農業の基盤強化につながるため、組織未加盟の地域の若手農業者に対し青年部活動のPRを行う。
- ・行政等の施策や事業を積極的に調査・研究し、理解を深める。必要に応じて、行政や関係団体の担当者を招き、青年部員向けの説明会を企画・開催する。
- ・地域の実情について、地元議員やJA役職員と対話を行い、相互に理解を深める。

《行政等への要請事項》

- ・農業者が長期的な視点で営農ができる政策を要望する。
- ・地域の特徴、特異性を生かした農業に取り組めるよう、国内農業を一律化した政策だけではなく、都道府県や市町村単位等で地域の実情に即して活用できる予算の増額を要望する。
- ・農業経営や補助金について相談できる職員の増員を求める。

2. 農業所得の向上対策について

《問題点》

- ・農畜産物の生産にかかる資材・肥料などのコストが高騰しているが、価格に転嫁することが十分にできず、機械や施設の更新が困難になっている。
- ・小売り（大型量販店などのスーパー）の売価から逆算して価格が決まってしまう。
- ・米の生産数量目標の配分や米の直接支払交付金が廃止される平成30年以降を考えると、需給バランスの崩壊と米価の下落を引き起こす恐れがあり、担い手農業者の長期的な安定経営を阻害しかねない。
- ・農業者は資材費が上昇しても、※最低賃金が増しても、販売価格に転嫁できない。
※千葉県最低賃金時給額は895円（平成30年10月より）

《ねらい》

- ・赤字経営で先の経営が見えないことが、農業者の高齢化、担い手の減少、農地の荒廃、関連産業の衰退につながっています。生産費を上回る販売価格が確保できれば、これらの問題が解決できると考えます。

《青年部として取り組むこと》

- ・農業者の生産意欲の向上、JAグループの販売力強化の観点から、実需者を特定した顔の見える販売を強化するなど、系統出荷においては品質の維持・安定により差別化することで有利販売を展開する。
- ・JAや農業事務所に低コストで有利販売できる技術指導や情報の提供を求める。
- ・一層の生産技術の向上に努め、少しでも高く販売できるようにする。

《行政等への要望事項》

- ・大規模化に向けて、耕作放棄地や未整備地などを含め、担い手への農地集約がスムーズになる制度の普及と農地中間管理機構の機能強化を要請する。
- ・大規模化に伴う生産リスクを低減するため、大規模栽培に対応した直播などの低コスト栽培の技術開発、基盤整備・機械更新に対する補助事業や予算措置・拡充を要請する。
- ・経営所得安定対策の継続を求める。さらに、畑作物や重点作物について拡大を求める。
- ・生産費に見合った農産物ごとの販売価格の目安を決めて、それ以上の価格での取引となる仕組み作りを求める。

3. 担い手対策について

《問題点》

- ・自分の子供に農業を継いでもらいたいと言えないほど、農業経営は厳しい。
- ・現存する機械・施設が壊れたら廃業につながりかねない。
- ・新規参入者や新規就農者は、技術的にも経済的にも不安定。
- ・「人・農地プラン」は、担い手経営体の明確化や農地集積などに向け、国をあげて取り組もうとするものであるが、まだまだ現場に浸透しておらず、情報共有が十分でない。

《ねらい》

- ・新規就農者や若手農業者が、将来にわたって農業を続けられるように、経営の安定が見える一定の期間まで収入を確保できるようにする。

《青年部として取り組むこと》

- ・新規就農者に、青年部員が自ら声掛けや支援・手助けを行う。併せて、青年部活動を体験してもらい、青年部活動や農業のイメージアップ、すばらしさを伝える。
- ・JAに、担い手農業者の育成・支援強化に向けて、TACなどの出向く体制の構築を求める。
- ・JAに、農業の労働力不足の解消に向けて、無料職業紹介事業などによる人材を確保する体制整備を求める。

《行政等へ要望すること》

- ・新規就農者や農業生産法人に就農した場合の助成措置等の継続を求める。
- ・農業後継者が事業承継しやすい施策・助成措置等の拡充を求める。
- ・「人・農地プラン」の周知徹底を要請する。
- ・労働力不足の解消と地域雇用の創出に向け、「農の雇用事業」だけでなく、農業分野における労働力の確保や人材育成、雇用助成などの支援拡充に資する新たな対策を要請する。
- ・各自治体の地方創生交付金事業を活用した、地域おこしの農業助成を求める。

4. 国際自由貿易交渉について

《考え方》

- ・ TPP11 が平成 30 年 12 月 30 日に発効された。また、日欧 EPA は平成 30 年 12 月に国会で承認され平成 31 年 2 月 1 日に発効する見通しである。自由貿易推進の流れの中、農業および協同組合の発展が阻害されないような制度や枠組みが必要である。
- ・ 自由化やグローバル化の進展においては、農業者自らの努力で埋めることのできない競争条件の差があることは明確であり、食料・農業・農村基本計画の実現を可能とする経営所得安定対策、条件不利地域対策などの万全の国内対策が必要である。

《問題点》

- ・ 国際自由貿易への参加は、食料自給率の低下、農業の多面的機能の喪失、生産背景の異なる輸入農畜産物との競合など、農業・農村・地域経済社会に大きな影響を与えるとともに、食料安全保障などは脅かされ、食料自給率の一層の低下が懸念される。
- ・ 農業者にとって、収入への影響や作目転換を余儀なくされる状況では、長期的な営農計画が立てられず、将来が見えない。
- ・ 関税の撤廃や大幅削減で第一次産業が打撃を受けるだけでなく、医療や保険など国民生活に関わる分野にまで影響を及ぼす。
- ・ 国際自由貿易については、国民の食と生活に大きな影響を与えるにもかかわらず、開示情報が限定的なため、十分な説明、審議がなされなければ国民理解にはつながらない。

《ねらい》

- ・ 農業のみならず、国民の食と生活に大きな影響を与えることを周知する。
- ・ 青年農業者の考える日本の農業・地域社会のあるべき姿を提示する。

《青年部として取り組むこと》

- ・ 生産現場に近い J A に対し、国際自由貿易交渉等の最新情報を常時把握し、生産現場からの疑問に応えられる人材育成を求める。
- ・ 生産者や消費者、関係団体などと連携し、学習会の開催などで意思の統一を図ったうえで、情報発信や広報活動を積極的に展開する。

《行政等への要請》

- ・ 畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業などの T P P 関連予算は、生産基盤の強化に不可欠な対策であることから、今後も中長期にわたる万全の措置として継続実施を要請する。
- ・ 日 E U ・ E P A 交渉の大枠合意を踏まえ、日本農業に悪影響が生じることのないよう、重要品目に対する適切な措置と、生産現場に対する交渉内容や影響試算など、政府に可能な

限りの情報開示を要請する。

- ・持続可能な農業の発展に向けて、国民に対して農業が果たす機能や役割の重要性を、特に家庭の食を担う世代に伝え、生産者と消費者の「つながり・絆」がより強固なものになるよう周知徹底することを要請する。

5. 消費税対応について

《問題点》

- ・農産物価格が安価で販売される中、消費税増税分を販売価格へ転嫁することは難しい。
- ・消費税は、赤字経営でも売上金額に応じて支払わなくてはならず、規模拡大した農家ほど、影響を受けやすい。
- ・平成31年度から軽減税率が導入される予定であり、それに伴い、平成35年度からはインボイス方式の導入も検討されており、直売所での委託販売などにおける手続きの煩雑さが懸念される。

《ねらい》

- ・販売価格を自らが決めることのできない農畜産物は、消費税分の価格転嫁ができないことから、消費者も生活費の大幅な負担増となり、消費が冷え込む懸念がある。消費税増税により、農業者の負担が増えないような仕組みを構築することを求める。

《青年部として取り組むこと》

- ・消費税をはじめとした税制や海外で導入されている軽減税率およびインボイス方式などにかかる研修会などを開催し、農業者自らが理解を深める。
- ・生産コストのさらなる削減に向けて、現状ある資材の最大限の活用、肥料・農薬の効率的な使用などに取り組む。

《行政等への要請》

- ・食は直接いのちに関わることであることから、低所得者対策として軽減税率の導入を求める。
- ・軽減税率を導入した場合に必要となる仕入税額の還付申告については、農業者の事務負担に配慮し、現行の簡易課税制度をベースとした簡易・簡素な仕組みを設けるよう求める。
- ・併せて、仕入にかかる税額分が負担増加となるので、仕入税額にかかる還付制度が活用しやすいようにする。

6. 食と農の理解促進ならびに千産千消の取り組みについて

《問題点》

- ・子供に対し教え手である大人の農業に関する知識や理解の不足が見られる。
- ・小中学校での農業体験を行っているが、保護者参加型の取り組みが少ないため、行政・教育関係者・保護者と連携した更なる取り組みが必要である。
- ・国産、地産地消の関心は高まってきているが、地元農産物を供給する体制の強化が必要である。
- ・食が豊かになった反面、食品ロスの問題が深刻化している。

《ねらい》

- ・現代農業に不可欠な農業機械や農薬などの生産資材と、それらの使用に対する農作業安全や食品安全の取り組みについての知識を啓発し、日本農業の今の姿について正しく知ってもらう。
- ・地元の農畜産物を積極的に購入してもらう。

《青年部として取り組むこと》

- ・地域住民を巻き込んだ食農教育、イベント、市民農園などの取り組みを通して、消費者との交流を深め、「農業」広くは「農」に対しての興味がより一層深まる活動を行う。
- ・JAとともに、ファーマーズマーケットや学校給食・スーパーとの連携を強化し、都道府県内での消費拡大を図る。

《行政等への要望事項》

- ・食育基本法および食育推進基本計画に対し、いのちの根源である「食」と「農林漁業」の学習について、教育や家庭に普及できる体制構築を要請する。
- ・学校での食農教育の理解促進や学校給食などでの地場産農畜産物の利用促進につながる政策展開を要請する。また、これにかかる給食費の助成拡大を求める。
- ・県産農畜産物消費に対する優遇措置などの検討を要請する。
- ・地場産農畜産物を使っている飲食店のPR強化を要望する。

7. 海外悪性伝染病、特定外来生物の対策について

《問題点》

- ・本県は、成田空港があり、海外の渡航客も多く、海外悪性伝染病や特定外来生物が侵入する危険性が高い。
- ・特定外来生物が、野外へ放たれてしまうと、農業だけでなく生態系へ影響を与えてしまう。
- ・今般の自由貿易推進の流れの中、侵入のリスクが高まることが懸念される。

《ねらい》

- ・県では、外来生物対策を推進するため、専門家による千葉県外来種対策検討委員会を設置して、県内における外来生物の選出、生態系等への影響度、防除の緊急度、容易性、防除対策等について検討のところであるが、①更なる防疫体制の強化②罰則の強化を働きかける。

《青年部として取り組むこと》

- ・悪性伝染病や特定外来生物の影響力等について理解を深める。
- ・生き物調査等、身近な環境への変化に目を配る。

《行政等への要望事項》

- ・防疫体制の強化や対策の予算の確保を求める。
- ・特定外来生物の違法な輸入の罰則強化を求める。
- ・特定外来生物の早急な防除や駆除を要請する。

8. 畜産・酪農対策について

《問題点》

- ・畜産の排水のうち硝酸性窒素類の暫定基準（600ppm）が平成31年6月から暫定基準値の適用が切れる見込みであり、他産業と同じ基準（100ppm）の適用となる懸念がある。
- ・畜産・酪農地帯の近くに耕種農家が少なく堆肥の需給にミスマッチが生じている。
- ・耕種農家が生産する自給飼料（WCS・飼料用米など）の収量と品質にバラつきがある。
- ・設備投資などの運転資金確保の困難さや子牛価格の高騰、今後の畜産情勢の不透明さといった問題から、規模拡大に踏み切れない。
- ・外国産の安価な牛・豚肉などの輸入量が増加し、畜産・酪農家の収入減少と、関税削減などによる経営安定対策の財源不足も懸念される。
- ・エコフィード（リキッド飼料）を製造する工場、会社により品質、価格にバラつきがある。

《ねらい》

- ・今後の畜産・酪農の経営安定と所得向上。

《青年部として取り組むこと》

- ・硝酸性窒素を少しでも下げ、環境にやさしい養豚経営に努める。
- ・創意工夫による自給飼料の増産と未利用資源の活用に一層努める。
- ・畜産物の品質向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した作業を徹底する。
- ・収益向上のため、畜産クラスター事業などを有効に活用し、地域と連携して、農家個人では困難な規模拡大に取り組む。

《行政等への要望事項》

- ・他産業と同じ基準であると経営が困難になるので、暫定基準値の適用の延長、または畜産は段階的に下げようとする。
- ・畜産クラスター事業の結果検証をふまえ、今後の展開に向けた予算拡充・条件緩和を要請する。
- ・WCSにおける耕畜連携助成について、継続的に支援するよう要請する。
- ・個人経営に対する積極的な投資の可能な制度及び予算拡充を要請する。
- ・輸出強化に向けた環境整備を行い、国産畜産物の付加価値向上対策を講じ、輸入品との差別化を図ることを要請する。
- ・地域と調和した資源循環型畜産の確立に向け、農業関係団体、市町村、都道府県等の関係機関が一体となった取組が図られることを要請する。

9. 食の安全・安心対策について

《問題点》

- ・ 今後世界的な自由貿易などによる、輸入農畜産物および加工品の急増が見込まれるなか、国ごとに安全性の基準が異なり、食の安全確保が脅かされることが懸念される。
- ・ 原材料が輸入品であっても、国内で加工された商品のほとんどが原料原産地表示されておらず、消費者の選ぶ権利を阻害している。
- ・ 農薬を適正に使用した農産物は、人体には無害であることが消費者から理解されていない。
- ・ 残留農薬問題や添加物、遺伝子組み換えなど、自由貿易は食の安全に関して大きな脅威となることについて、国民の理解が専門性の高い課題のため理解してもらいにくい。

《ねらい》

- ・ 国産農畜産物の安全性を広く消費者に理解してもらう。
- ・ 自由貿易が食の安全に関して、大きな脅威となることを広く消費者に理解してもらう。

《青年部として取り組むこと》

- ・ ドリフトなどの農薬使用時の注意点を学習し、圃場管理や農地周辺の清掃にも取り組む。
- ・ 適正な農薬管理などによる安全な農畜産物を生産する。
- ・ 消費者との接点を増やし、安全性を直接訴え、消費者との距離を縮める活動を行う。
- ・ 盟友間で勉強会を行い、食の安全について理解し、消費者へ正しく説明できるようにする。
- ・ 国産農畜産物と外国産の違いをもっと力強く消費者にアピールするよう取り組む。

《行政等への要望事項》

- ・ 2020年の東京オリンピック・パラリンピック、更にはその先を見据えた、GAP等の取組みを要望する。
- ・ 農薬の適正使用の指導および安全でコストを抑制できる農薬の登録拡大を要請するとともに、ジェネリック農薬の利用について多くの情報発信を要望する。
- ・ 防疫体制の強化や対策の予算の確保について要望する。
- ・ 消費者に原産国が分かるよう、原料原産地表示の義務化を要請するとともに、輸入農産物にも栽培履歴や残留農薬の検査体制の厳格化を要望する。
- ・ 加工食品の原料地表示は、加工品のみならず中食、外食分野にも表示義務を拡大することを要請する。

10. 都市農業対策について

《問題点》

- ・都市部では、農業を持続するにあたり、固定資産税・相続税等の負担が高く、農業経営にしめる負担が大きい。
- ・農薬の散布や農作業時の騒音、土埃の発生などに対して、地域住民の理解が得られずに苦情やトラブルに発展してしまうケースが発生しており、大きな課題となっている。
- ・相続税を支払うために、農地を売らなければならない、収入の減少や職場を失ってしまう。
※全国に約8万haしかない希少な市街化区域農地は、相続や担い手不足などを原因に毎年2～3千haずつ減少している。）

《ねらい》

- ・都市農業の多様な機能を訴え、都市においても農業を継続できるように近隣住民へ働きかける。
※平成27年4月に成立した都市農業振興基本法に基づき、平成28年5月、国の都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農業の多様な機能が農業政策・都市政策の両面から高く評価された。
- ・農家が近隣住民に配慮するのはもちろんであるが、その地域の方々に都市農業・都市農地の機能は、市民の快適でより良い暮らしを支える事を理解・周知してもらうよう、地域コミュニティの強化を図る。

《青年部として取り組むこと》

- ・地元産業祭りで農業や農地のあるメリットを訴えて理解を広める。
- ・都市農業の現状の理解や固定資産税、相続税等の税制について盟友自ら理解を深める。
- ・地域住民に配慮した営農を行ったうえで、農業をテーマとした絵画コンクールの開催などで地域の農業への関心を持ってもらえるような事業を展開し、都市農業への理解を深めてもらう。
- ・11/2が「都市農業の日」と制定されたことにあたり、関係団体と連携し、PR活動を行う。

《行政等への要望事項》

- ・都市農業の振興と農地の保全を図るため、市街化区域内農地を都市計画上明確に位置付け、将来に向けて安心して農業が継続できる農業施策及び農地税制を整備するよう要望する。
- ・相続税納税猶予制度は現行制度を堅持するよう要望する。
- ・生産緑地指定は現行30年の営農が必要となっているが、指定を受ける年齢により継続することが困難なことがあるので期間について柔軟な対応を要望する。

- ・大規模化の推進など国の政策には馴染まない地域であり、県の補助事業も面積要件などが満たせない事例が多い都市農業地域も対象となるような補助事業が将来に希望が持てるような施策を期待する。
- ・農業経営に占める負担が大きく維持できない。また、農家の担い手がいない等の理由から農家数が激減しているのが現状である。農業経営にまつわる政策は勿論、農家の担い手になることでメリットになる政策を打ちだして欲しい。

1 1. 鳥獣被害対策について

《問題点》

- ・イノシシ・ハクビシン・アライグマ・キョンの農産物被害は県全域に広がりつつある。
- ・地区によっては、通学時にイノシシが目撃されているなど、暮らしのうえでも様々な弊害が出ている。
- ・行政は市町村単位で対策委員会を立ち上げるなどしているが、実態として被害が表面化しなければ、対策を講じない。
- ・狩猟免許の取得にかかる要件が厳しい。また、狩猟免許の更新、狩猟者登録にかかる費用負担が大きく、猟友会との接点も少ない。
- ・現在、個体数減少に向けた抜本的な対策は講じられておらず、地域から地域へ被害の拡大を招いている。

《ねらい》

- ・農業を継続できる環境整備。
- ・近隣住民・その地域の方々への実態の周知。
- ・鳥獣害の撲滅。

《青年部として取り組むこと》

- ・侵入防止の網や柵の設置による自己防衛の強化および講習会などを通じた鳥獣害の知識向上をはかる。
- ・講習会などで学んだ知識や技術をもとに、集落のリーダーとして、誰も管理していない果樹など、集落内に鳥獣にとって魅力的なエサを残さないよう、集落をまきこんだ対策を行う。
- ・圃場の見回りなど、地域の必要に応じた活動を行う。
- ・JA職員にも狩猟免許取得を進め、生産者とともに捕獲対策に取り組む。

《行政等への要望事項》

- ・専門機関による実態調査。
- ・山林の清掃と環境整備。
- ・免許制度の簡易化。
- ・自然環境整備に対する啓発活動と社会的理解の確立。
- ・免許費用、更新費用の負担。
- ・電気柵、箱わな等の助成措置。

《備考》

- ・千葉県平成 27 年度被害額 392,566 千円（千葉県ホームページより）

千葉県農協青年部協議会ポリシーブックの取り組み経過

| 年度 | 月 | 活動内容 |
|----------|-------|----------------------------|
| 平成 24 年度 | 1 2 月 | 県青協版ポリシーブック策定 |
| 〃 | 2 月 | 県選出国會議員への要請活動 |
| 平成 25 年度 | 1 0 月 | 県議會議員との意見交換会 |
| 〃 | 〃 | 県選出国會議員への要請活動 |
| 平成 26 年度 | 1 1 月 | 県選出国會議員との意見交換会 |
| 平成 27 年度 | 4 月 | 県農林水産部との意見交換会 |
| 〃 | 1 1 月 | 県選出国會議員への要請活動 |
| 平成 28 年度 | 1 1 月 | 県選出国會議員への要請活動 |
| 〃 | 1 2 月 | 県議會議員との意見交換会 |
| 平成 29 年度 | 6 月 | 県農林水産部との意見交換会 |
| 〃 | 〃 | E U ・ E P A にかかる政府与党への要請活動 |
| | 1 1 月 | 県選出国會議員への要請活動 |
| 平成 30 年度 | 5 月 | 千葉の農政を語る会 |